

名古屋港水族館法人サポーター会員限定前渡し券販売（規約）

この規約は、公益財団法人名古屋みなと振興財団（以下「本財団」という。）が、従前から販売している「前渡し券」について、名古屋港水族館法人サポーター会員（以下「法人サポーター会員」という。）限定で前渡し券販売を行う場合における場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第1条 本制度は、名古屋港水族館法人サポーター会員限定前渡し券販売制度（以下「限定前渡し券販売制度」という。）と称する。

（対象者）

第2条 本制度の対象となる者は、名古屋港水族館法人サポーター会員のうち、以下に定める目的により、前渡し券を購入する者とする。

- （1）前渡し券制度の目的に定める「福利厚生事業、販売促進、景品等」の目的
- （2）法人サポーター会員が株式会社である場合の株主への優待サービスなどの目的
- （3）その他財団が販売を認めるに足りる正当な目的

（登録手続き）

第3条 前渡し券を購入しようとする者は、「前渡し券購入者登録申込書」を郵送又は電子メールへの添付により提出しなければならない。

（販売する券種）

第4条 販売する券種及び券の購入金額は別表のとおりとする。

- 2 振込み手数料は購入者負担とする。
- 3 券面には名古屋港水族館条例施行規則（平成四年九月一日規則第十五号）第6条第1項様式第1号に定める事項のほか、券面額は記載せず、「法人サポーター会員限定前渡し券」と記載するものとする。
- 4 本規約に基づき、限定前渡し券を購入する者は以下の手数料を負担するものとする。
 - （1）送料（本財団訪問時に直接受け取りも可）
 - （2）限定前渡し券印刷代その他事務手数料として1枚につき50円
 - （3）チケット袋が必要な場合は、その製作費として1枚につき10円

（資格喪失）

第5条 本規約に基づき、限定前渡し券を購入している者が法人サポーター会員としての資格を喪失した場合には、本規約に基づく前渡し券を購入する権利も同時に喪失する。ただし、既に購入の申し込みを本財団が受け付けているものについてはこの限りでない。

（その他の事項）

第6条 前条までに規定のない手続き等については、本財団の前渡し券制度を準用する。

(免責事項)

第7条 本財団又は本制度における事業の中断、運営の変更・停止又は廃止、本規約の改正等によって、法人サポーター会員に損害が生じても本財団はその責任を負わないものとする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 本財団は、法人サポーター会員に関して知り得た個人情報を、次に掲げる場合に限り第三者に対して開示、提供できるものとする。

- (1) 法人サポーター会員の同意がある場合
- (2) 裁判所の令状に基づき開示を求められた場合
- (3) 個人情報の保護に関する法律及びその他の法令に基づく場合

(その他)

第9条 本規約に定めのない事項であって必要な事項は、第6条に定める場合のほか本財団理事長が定めるものとする。

(別表)

表1 水族館単独券(水族館のみの券)

券種	個人入館料	ご購入枚数	
		20枚以上	100枚以上
大人	2,030円	1,830円	1,620円
高校生	2,030円	1,620円	1,420円
小中学生	1,010円	810円	710円
幼児(4歳以上)	500円	400円	350円

表2 水族館・ポートビル施設(海洋博物館、展望室、南極観測船ふじ)共通券

券種	個人入館料	ご購入枚数	
		20枚以上	100枚以上
大人	2,440円	2,140円	1,940円
高校生	2,440円	1,870円	1,640円
小中学生	1,210円	930円	820円

附則

(施行期日)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。